

## 31 当事者による法選択がない場合

東京地裁平成10年3月19日判決

(平成9年(ワ)第19662号自動車等引渡請求事件)

(判タ997号286頁)

## 〈事実の概要〉

Y(被告)は米国に居住する日本人で、米国にあるクラシックカーの仕入れを頼まれることがある。日本会社X(原告)の代表Aは、Yと直接の面識はなかったが、双方の知人にあたる逗子市在住の訴外Bにクラシックカー購入の段取りを依頼し、Bは昭和63年2月頃渡米した際にAの希望をYに伝えた。Yはカリフォルニア州の自動車販売業者がクラシックカーを6万8000ドルで売り出したことを知り、Bを通してAにその旨を伝えたところ、Aは同車の購入を決定した。そこでYはBに対し、購入代金に成功報酬1万ドルを加えた金額を振り込むよう指示し、BはAに対し、カリフォルニア州にあるYの銀行口座に振り込むよう指示した。昭和63年3月25日にXの名でYに対して7万8000ドルの送金手続がなされた。送金後、Yは販売業者に購入代金を交付し、自動車の修復を依頼したが、その修復には特殊の技術を要するため修復は未だに行われず、Yは上記自動車(本件①の自動車)をXに交付することができなかった。同一の業者が9万5000ドルで売り出した自動車の購入も同様の方法で行われ、上記金額に成功報酬1万3000ドルを加えた10万8000ドルのうち7万8000ドルが平成元年5月25日にX名義で送金されたが、やはり修復、交付が行われない状態にある(本件②の自動車)。なお、本件各契約に関して、契約書は作成されておらず、明示による準拠法の指定もない。そこで、XはYに対し、上記契約に基づき本件自動車(①②)の引渡しを求めて本件訴訟を起こし、その後上記契約を解除し、解除に基づく原状回復として支払済み代金2060万3700円および年6分の割合による利息と、債務不履行による損害賠償として2900万円とこれに対する年6分の割合による遅延損害金を求める請求に変更した。

## 〈判旨〉

訴え却下(控訴)。

「右認定事実によれば、……本件各契約は売買契約であると考えられる。……本件各契約の準拠法は何れの法律であるかを検討すると、右各事実や、代金はドル建てで、Yが住所を有する同州内の銀行に送金するとの契約がされていることから、黙示に同州内において本件のような国際取引がされた場合に適用される法律(国際取引であることから、州法ではなく、米国が1986年12月11日に加盟した国際物品売買契約の〔ママ〕関する国連条約を含むアメリカ合衆国連邦法であると考えられる。以下「アメリカ法」という。)が指定されたものと見られないわけではない。しかし、購入者であるA又はXが日本に住所を有し、日本に住所を有するBが契約に関与していることから、前示の事情のみに依拠して、直ちに黙示の意思表示を認定することはやや困難である。

そこで、法例7条2項〔法適用通則法8条は内容変更〕の規定による『行為地法』を検討する。……本件各契約は隔地者間の契約となり、法例9条2項〔法適用通則法8条は内容変更〕の規定により申込の通知を発送した地の法律が準拠法となるところ、先ず、何れの行為を『申込』と認めるかについては、法例自体の立場で決定すべきであり、日本の民法の解釈であると考えられる『相手方と特定の内容の契約を締結しようとする意

思をもってなされる一当事者の一方的申出』(新版注釈民法13巻352頁(遠田新一)参照)を基本として、前示国際物品売買契約の〔ママ〕関する国連条約14条1項にいう『1又は複数の特定の者に向けられた契約締結の申し入れは、それが十分明確であり、かつ、承諾があった場合に拘束されるとの申込者の意思が表示されているときは、申込みとなる。』も参考にして決定するのが相当である。これを本件についてみると、Yは、Bを通じて、具体的な金額を提示して、これをYの銀行口座に振り込むように指示したことが申込に当たり、右指示を受けて、AがX名で7万8000ドルを送金したことが承諾に当たると認めるべきである。そうすると、本件の契約の準拠法は、Yが申込を発送した地の法律であるアメリカ法ということとなる」とした上で、売買契約の義務履行地が日本になく、契約解除後の損害賠償の義務履行地が債権者の住所地(日本)であるとしても、「わが国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情がある」とし、訴えを却下した(義務履行地管轄につき本書85事件参照)。

## 〈解説〉

1 法例は、債権的法律行為につき当事者自治の原則を採用しながら(7条1項)、当事者の法選択に関する意思が不明な場合については行為地法、すなわち契約締結地法によるものとし(7条2項)、契約の申込地と承諾地とが異なる国に属する隔地的契約で行為地法を適用すべき場合には、申込発信地を行為地とみなしていた(9条2項)。これに対して、法適用通則法8条は、当事者による準拠法の選択がない場合につき、「法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による」とし(同条1項)、さらに「法律行為において特徴的な給付を当事者の一方のみが行うものであるときは、その給付を行う当事者の常居所地法」を当該法律行為に最も密接な関係がある地の法と推定する規定をおく(同条2項)。なお、不動産を目的物とする法律行為についてその不動産の所在地法を最密接関係地法と推定する規定のほか(同条3項)、消費者契約において法選択がなければ消費者の常居所地法により(法適用通則法11条2項)、労働契約については労働提供地の法を最密接関係地法と推定する(法適用通則法12条3項。本書32事件参照)特則が設けられている。法例7条、法適用通則法8条の「法律行為」には単独行為も含まれるが、ここでは契約準拠法に関する議論を扱う(単独行為の準拠法につき溜池良夫「国際私法講義〔第3版〕」2005)370~371頁参照)。

2 契約当事者の準拠法選択に関する意思が不明の場合に関する諸外国の例には、契約締結地法ないし履行地法によるものもあるが、近年では1980年EC契約債務準拠法条約に見られるように、最密接関係地法を適用すると定める立法例が多く、契約を複数の類型に分け各々に補充的に準拠法を定めるものも増えている(溜池・前掲369頁、補足説明143頁)。法例は、行為地法は常に一定してこれを知らることが容易であるのみならず、当事者に共通の事実であつて最も証明しやすく、これによるのが便利で当事者の意思にも適うとして、行為地法主義を採り(溜池・前掲368頁、久保岩太郎「現行法例の成立について(財産の部)」青山法学論集3巻2号53頁・60頁)、隔地的法律行為につき、契約

では申込みが始めで、これで契約の内容が定まり、これが元となるのであって、承諾はこれに同意を表すものであるという理解から、申込みの通知を発した地を行為地と定めていた(福池・前掲372頁、久保・前掲60頁)。しかし、立法論として、一律に行為地法によらしめることに対しては、今日の国際契約に鑑みれば契約地の決定は必ずしも容易ではなく、申込発信地を行為地と決定してもその決定が偶然的でありうる、とりわけ電子的手段によって締結される契約のように行為地と契約との関係が希薄な場合がある、契約には種々の契約があり、そこから多様な争点が問題となるにもかかわらず、契約の種類、争点のいかんを問わず常に一律に行為地法を適用するのは妥当でないという批判が強かった(松岡博・渉外判例百選〈第3版〉77頁、川又良也・昭和52年度重判解〔ジュリ666号〕249頁、補足説明143頁)。

学説はかねてより、法例7条2項を当事者の意思の推定規定と解し、直ちに行為地法を適用すべきではなく、契約の類型・性質・内容、当事者の国籍・住所、目的物の所在地その他諸々の事情を考慮して適用されるべき法についての黙示の意思を探索すべきとされていたが(折茂豊『国際私法 各論(新版)』[1972]133頁、山田謙一『国際私法(第3版)』[2004]326頁、福池・前掲367頁)、最近では、行為地法主義に対する立法論的批判を背景に、黙示の意思の探索を積極的に行うことで実質的に行為地法主義を空洞化し、当該契約に最も密接に關係する法を適用することを是認する見解が有力に主張されていた(川又・前掲、松岡・前掲。なお、最密接関係地法の適用による当事者自治の制限に関して石黒一憲『国際私法』[1994]265~275頁、久保若太郎『国際私法』[1954]162頁参照)。判例には直ちに行為地法を適用したものもあるが(大判昭和9・12・27民集13巻2386頁)、戦後は黙示の意思を認定した裁判例が増加しており(判例・学説全般の整理として櫻田・後掲、判例につき鳥居・後掲、契約類型ごとの考察として奥田・後掲参照)、中には後者の主張するように黙示の意思を広く認定したと解しているものもある(松岡・前掲。東京地判昭和52・4・22下民集28巻1~4号399頁一本書29事件、最判昭和53・4・20民集32巻3号616頁一本書26事件・28事件参照)。このような解釈論は、硬直的な法例7条2項の発動を回避するためにはやむをえなかつたとも考えられるが、他方このために、主観的連結たる当事者自治の原則と理論上は区別される客観的連結としての最密接関係地法の適用との区分は曖昧となり、とりわけ黙示の意思の積極的探索に関し、当事者の現実の意思から離れた仮定的意思(当事者が仮に準拠法選択について考えていたとすればいずれの法を選択したか)を探索し準拠法を決定するのであれば準拠法の予測可能性が失われるおそれがあり、解釈論としての限界を超えているという批判もあった(櫻田・後掲17頁)。

法適用通則法は、法選択がない場合につき客観的連結を正面から認めて最密接関係地法によるとし、特徴的給付の理論による包括的推定規定と若干の契約類型ごとの推定規定により、最密接関係地法の決定に際してのルールの明確化を図っている。当事者自治の原則を定める同法7条においても黙示の準拠法指定は認められていると思われるが(神前・後掲55頁)、そのような当事者の意思を認定し難いときは、8条により端的に最密接関係地法を準拠法とすることになる。特徴的給付の理論とは、貨幣経済においてはどの契約類型においても金銭給付は共通であるから、金銭給付の反対側の給付を当該契約を特徴づける給付と決定し、その特徴的な給付について義務を負う者が活動の拠点を有する地の法を最密接関係地法とする考え方である(法例研究会「法例の見直しに関する諸問題(1)」別冊NBL80号41頁、概要52頁、補足説明143頁)。この理論については、不動産を目的物とする法律行為には適当ではなく、消費者契約や労働契約において採用すれば弱者保護の観点から妥当とはいえない結論が生じる可能性がある(奥田・後掲743頁、長田・後掲267頁)、また、ジョイントベンチャーに係る契約関係のように何が特徴的給付にあたるのか決定するのが困難な場合や、

OEM契約や銀行に対する保証契約等のように特徴的給付の理論によつた場合の帰結が取引実務の感覚と合致しない場合があると指摘されている(補足説明145頁)。法適用通則法は、前者については特則を設けることにより対処している。後者についても、8条2項は当事者の一方のみが特徴的な給付を行う場合の推定に止まるため、特徴的給付が観念できない場合には適用されず、また、適用されたとしても、その推定とは異なる地がより密接な関係を有する場合にはその地の法が適用されることとなる(概要53頁、補足説明145頁)。また、当事者が法人で複数の事業所を有する場合にはいずれの事業所の所在地の法によるかが問題となるが、8条2項括弧書きは、当該法律行為に關係する事業所、異なる法域に属する2以上の事業所を有する場合には主たる事業所の所在地の法によるとしている。

3 本件は、隔地的法律行為で黙示の合意の認定が困難であつたと思われる事案で、裁判所は、黙示の意思表示の存否を検討した上で行為地法を適用しているが、本判決が、本件各契約を隔地者間の契約とした上で(Bの代理権は否定。任意代理の準拠法につき本書23事件参照)、日本民法、1980年国連物品売買条約を参照してYの振込みの指示を適用9条2項における「申込」と認定し、米国法が適用されることとしたのに対して、控訴審(東京高判平成11・3・24判時1700号41頁)は、振込指示は代金支払方法の指定に過ぎず、売買の目的物がYの下に存在していたものではないから、当該指示を申込みとみることは相当ではないとして、Xを申込者、日本法を準拠法としており、行為地が偶然的に決定してしまうという行為地法主義の欠点を如実に表す結果となつた。この事案に法適用通則法8条が適用されたとすれば、当該契約に最も密接な関係がある地の法によることとなり、本件各契約における特徴的給付はYによる自動車の引渡しであるから、Yの常居所地たる米国の法が最密接関係地法と推定される。同条2項はこの推定の強さにつき何ら規定しないので8条の具体的な運用については裁判例の蓄積を待つばかりだが、例えば日本人間の取引であるといった事情から米国より日本が当該契約に密接な関係を有する地であることが示されれば、この推定が覆されれば日本法が適用される。なお、最密接関係地法の判断に際しては、改正前の議論からも明らかな通り客観的事情と当事者の意思的要素の截然たる区別は困難であること、連結政策の柔軟化が最密接関係地という連結点を採用する一つの目的であり8条1項に限定的な文言は付されていないことに鑑みれば、当事者の意思的要素を含むあらゆる事情を総合的に考慮することが適切と思われる(補足説明144頁、神前・後掲62~63頁)。

#### 〈参考文献〉

- 本文中に引用したもののほか  
鳥居淳子「わが国の判例における涉外債権契約の準拠法の決定」  
名古屋大学法政論集35号71頁  
岡本善八「国際契約の準拠法——EEC契約準拠法条約案に関して」  
同志社法学32巻1号1頁  
松岡博「国際契約の準拠法——当事者による有効な選択のない場合」  
同『国際取引と国際私法』(1993)199頁  
奥田安弘「わが国の判例における契約準拠法の決定——契約類型  
毎の考察」北大法学論集45巻5号695頁  
長田真里「契約の準拠法決定における特徴的給付論と履行地——  
フランス及びベルギーの判例・学説を中心に」阪大法学48巻1  
号249頁  
中野俊一郎「法例7条をめぐる解釈論の現状と立法論的課題」  
ジュリ1143号36頁  
櫻田嘉章「契約の準拠法」国際私法年報2号1頁  
中西康「契約に関する国際私法の現代化」ジュリ1292号25頁  
竹下啓介「法律行為に関する準拠法」ひろば59巻9号13頁  
神前禎「解説 法の適用に関する通則法」(2006)49~69頁

ますだふみこ  
増田史子

京都大学助教授

当事者による法選択がない場合